

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町百済
- 三 測量の期間 令和二年六月十五日から令和三年一月二十九日まで